

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿宛到着した国際郵便物は関税定率法第 2 1 条第 1 項第 9 号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第 4 項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 E M S、	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は名称及び住所		
7. 権利の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸入差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第 2 1 条第 1 項第 9 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第 2 1 条の 5 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(税関様式 T 第 1760 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第 2 1 条第 8 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産権侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)